

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター (以下「甲」という。)が実施する「西部医療センター病院情報システムにかかる情報提供依頼書」(以下「本RFI」という。)における秘密保持に関し、甲に対し次のとおり誓約します。

(秘密情報)

第1条

本誓約における秘密情報とは、本誓約書提出日以降に甲から乙に対して開示される情報のうち、甲が非公開のものとして管理する一切の情報とする。

ただし、乙が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1)開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2)開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)開示を受けた後、甲から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4)開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5)開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(秘密情報等の取扱い)

第2条

乙は、甲から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1)秘密情報の管理について情報取扱管理者を定め、書面をもって情報取扱管理者の氏名及び連絡先を甲に通知するものとする。
- (2)情報取扱管理者は、甲から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理するものとする。
- (3)秘密情報等は、本RFIの目的以外には使用しないものとする。
- (4)秘密情報を複製する場合には、本RFIの目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をするものとする。
- (5)漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生した場合、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を甲に書面をもって通知するものとする。

2 乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面により甲の事前承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間で本誓約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

3 乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に甲に通知し、開示につき可能な限り甲の指示に従うものとする。

(返還義務等)

第3条

乙は、甲から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体及び物件（複写物及び複製物を含む。）（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は甲の請求がある場合には、直ちに甲に返還するものとする。

2 前項に定める場合において、秘密情報が乙の所有する記録媒体に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（乙の所有する記録媒体に秘密情報を記録しなかった場合は、その旨）を甲に書面にて報告するものとする。

（損害賠償等）

第4条

乙の従業員若しくは元従業員又は第2条第2項の第三者が甲の秘密情報等を開示するなど本誓約の条項に違反した場合には、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、甲に生じた損害を賠償するものとする。

（協議事項）

第5条

乙は、本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ることとする。

令和 年 月 日

(乙) 住所

会社名

代表者

印